

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、雇用環境を整備することによって、従業員全員が自らの能力を発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年11月1日から2026年10月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を実施

<取り組み>

2021年11月以降

- ・社員または配偶者が出産予定の社員に休暇制度について個別に声かけをおこない、制度の周知、取得の推奨をおこなう
- ・子が生まれる際の男性社員の休暇、育児休業の制度内容を個別に周知をはかる

目標2：有休取得率のさらなる向上、休暇制度の改善をはかる

<取り組み>

2021年11月以降

- ・年次有給休暇の取得状況を把握し、取得率の少ない社員、部署へ個別に働きかける
- ・年次有給休暇の取得を一人あたり年間平均10日以上を目指す